

悪臭防止法に基づく臭気指数規制が導入されます

導入の経緯

悪臭防止法は、事業活動に伴って悪臭を発生している工場や事業場に対して必要な規制を行うとともに、悪臭防止対策を推進させることにより住民の生活環境を保全することを目的として昭和 46 年に制定された法律です。この法律に伴い、関東地域では神奈川県、栃木県、茨城県が県内全市町村を規制地域に指定しており、他の都県も 80%以上の指定率となっています。

群馬県では、平成 22 年 4 月現在 65.7%の指定率となっているため、平成 23 年 4 月から県全市町村全域指定を目指し導入を進めてきました。町では県の全域指定の方針に基づき、平成 22 年度中に甘楽町環境審議会において規制地域の原案について検討協議を行った結果、平成 23 年度より以下のとおり県の規制基準の指定となります。

臭気指数規制とは

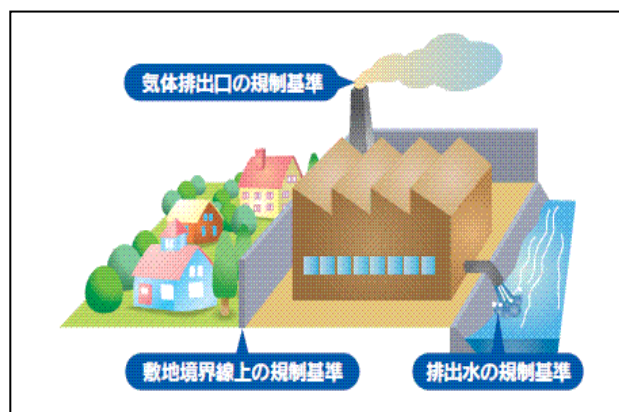
悪臭防止法での規制対象は、地域内のすべての事業場から発生する悪臭が対象となります。工場だけでなく飲食店、農場、事業所なども対象です。

事業者は、敷地境界線上、気体排出口、排水における悪臭の規制基準を守らなければなりません。自動車等の移動発生源、建設工事等、一時的に設置される作業現場や家庭から発生する悪臭については、規制の対象になりません。

【測定基準】 ①敷地の境界線上

②排出口(境界まで)

③排水(境界まで)



臭気指数とは

気体または水の悪臭の程度に関する値であり、人の嗅覚を用いて測定します。その臭気を感じできなくなるまで無臭の気体または水で希釈した場合における希釈倍数より求めた値です。

臭気指数規制では、規制地域ごとに敷地境界線上における規制基準を臭気指数 10 から 21 の範囲で定めます。気体排出口、排水の規制基準については、この基準をもとに算出されます。

※臭気指数による判定の目安

臭気指数	においの感じ方
10~15	何のにおいかわかるが弱いにおい
12~18	楽に感知できるにおい
14~21	楽に感知できる強いにおい

注) 業種によってにおいの感じ方が若干異なります。

臭気指数規制導入後は

・事業場に対する規制

事業場において、規制基準に適合せず、悪臭の苦情が発生しても適切な対応をとらない場合、町長はその事業所に対して立入検査を実施し、改善勧告、改善命令を発動できます。

また、明確な数値を設定することで、悪臭を発生させる事業者の進出を抑止できます。

・事故時の措置

規制地域内の事業場設置者は、悪臭を伴う事故が発生した場合、直ちに町長へ通報し、応急措置を講じなければなりません。また、町長には応急措置命令の権限があります。

・悪臭の測定

町長は、住民の生活環境保全のため、規制地域における大気の臭気指数について必要な測定を行うことができます。

罰則が適用されます

ひとたび苦情が発生してしまうと、原因者は何らかの対策を求められます。規制基準を超える悪臭に対して適切な対策をとらないと、改善勧告または改善命令が出され、さらには懲役や罰金が科せられる場合もあります。

町内の規制区域の状況

平成 23 年 4 月 1 日より、以下のとおり用途指定区域別に臭気指数が指定されます。

【都市計画区域に基づく臭気指定区域】

区 域 名	臭気指数
第一種低層住居専用地域	15
第一種中高層住居専用地域	15
第一種住居地域	15
近隣商業地域	15
準工業地域	15
工業地域	15
工業専用地域	21
用途未指定地域	21

(別添規制地域図をご参照ください)

甘楽町悪臭防止法規制地域図は、住民課環境係(TEL74-3131)で、どなたでも閲覧ができますので、ご利用ください。

また、詳細につきましては群馬県ホームページに掲載されていますのでご覧ください。